

税の申告

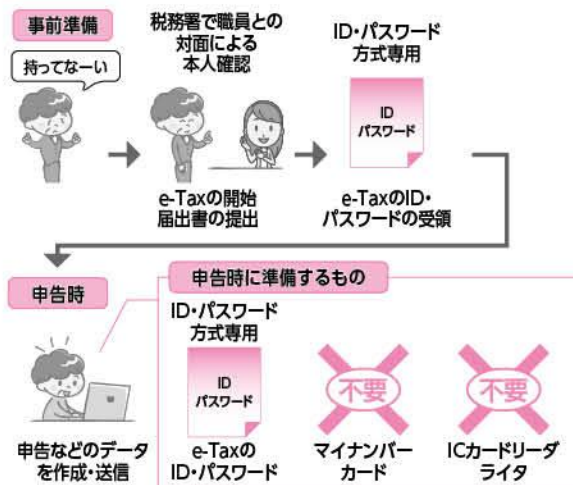
02 ネットで申告してみませんか

TAX INFO

インターネットを利用して、自宅で確定申告をしてみませんか。申告時間を短縮できるかもしれません。以下、3つの方法をご紹介します。

●ID・パスワード方式を利用してe-Taxで申告

マイナンバーカードやICカードリーダライタを持っていない人でも利用できる申告方法です。事前に税務署で登録することで、簡単に利用することができます。



●マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告

マイナンバーカードを利用して、自宅のパソコンから、24時間いつでも申告することができます。用意するものは以下の通り



●インターネットで作成し、郵送で提出

- ①「確定申告書等作成コーナー」と検索して以下のURLページにアクセスする。
確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ内)
URL: <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top/>
 - ②画面の案内に従って入力をする
 - ③提出方法を選んで提出する
- ※e-Taxで送信または申告書を印刷して郵送で提出可能。

税の申告

03 館林税務署で申告を

TAX INFO

●申告の受付について

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

受付時間 午前8時30分～午後4時
(相談時間は午前9時～午後5時)

会場 館林税務署
(館林市仲町11-12・☎72-4373)



●税務署で申告する人

以下に該当する人は、館林税務署で申告をお願いします。

- ①青色申告の人
- ②平成30年中に営業や農業、不動産事業などを始めた人
- ③土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
- ④株式や先物取引で譲渡益があった人、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
- ⑤特殊な配当所得のある人
- ⑥肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
- ⑦消費税の確定申告がある人

所得税は確定申告で税額が確定し、納税または還付によって完了します。住民税(町県民税)と国民健康保険税は、確定した税額を平成31年度に納めていただきます。

※税務署からの送付物が変更されています

平成29年分の確定申告から、申告書などの用紙が税務署から送付されません。申告書に代わり「確定申告のお知らせ」(通知または、はがき)が送付されます。※申告用紙が必要な人は、館林税務署または役場税務課にお越しください。

税の申告

平成30年分

問 住民税 役場税務課 ☎ 47-5011 所得税 館林税務署 ☎ 72-4373

平成30年分所得税、31年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月18日(月)から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場3階大会議室で忘れずに申告してください。

申告期間は2月18日(月)から3月15日(金)まで

01 申告が必要な人

TAX INFO

申告が必要かどうかを簡単に確認できるフローチャートを作成しました。まずは、ご自身が申告対象者かどうかを確認してみてください。



判定結果

1	所得税の確定申告が必要です	所得税(復興特別所得税含む)の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください 19ページも確認してください
2	住民税の申告が必要です	所得税(復興特別所得税含む)が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です 20ページも確認してください
3	確定申告・住民税の申告は必要ありません	「注1」の人で国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の申請免除を受ける場合や所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です 「注2」の人で所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です 「注1」の人は20ページ、「注2」の人は19ページも確認してください



05 申告に必要な書類

TAX INFO

●申告に必要な書類

①年間収入金額が分かる書類

▶給与や年金を受給している人

源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

▶事業所得や不動産所得のある人

事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書
※待ち時間短縮のために、収入と経費を事前にまとめてください。

②所得控除に必要な書類

▶社会保険料控除などに必要な書類

国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書など

▶医療費控除に必要な書類 ※詳細は下記を参照。

▶障害者控除に必要な書類

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場健康福祉課☎47-5021まで。

●医療費控除を利用する人へ

医療費控除とセルフメディケーション税制の2種類から控除額の大きい方を選択できます。医療費控除は、『医療費控除の明細書』の添付が義務化されています。医療費の領収書の添付は不要ですが、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。



医療費控除の申告後に高額療養費の支払いを受けた場合、申告の訂正が必要になります。ご注意ください。

12月中に高額療養費の対象となる診療を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月下旬以降です。ご注意ください。

③その他に必要なもの

▶認印 ▶通帳など本人名義の口座番号が分かるもの

(所得税の還付がある人) ▶身元確認書類(運転免許証など)

▶番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)

マイナンバーの記載が必要です。
必要書類は忘れずにお持ちください

マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーカード(プラスチック製)

マイナンバーカードを持っていない人

通知カード(紙製) + 身元を確認できるもの(運転免許証や健康保険証など)

	番号確認書類	身元確認書類
本人	必要	必要
扶養親族	必要	不要

↓こちらの書類が医療費控除の明細書です。
待ち時間短縮のために、事前にご記入をお願いします。

※明細書は町ホームページまたは役場税務課にありません。

※セルフメディケーション税制の明細書は様式が別です。

※医療費通知(医療費のお知らせ)を添付することで医療費控除の明細書の記入を省略できます。

04 役場での申告は 2月18日(月)から3月15日(金)まで

TAX INFO

●申告の日程と対象地区

役場での申告の日程や時間は以下の通りです。申告会場は大変混雑しますので、時間に余裕をもってご来場ください。

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
(火曜日のみ午後6時まで)

会場 役場3階大会議室

期 日	対 象 地 区 (区)
2月18日(月)	全行政区
19日(火)	下中野、前谷東原
20日(水)	横町化楽、天王元宿
21日(木)	前原
22日(金)	十三坊塚

●平成30年分の申告の主な改正点 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成30年分の申告から、配偶者の控除にかかる部分の改正が行われました。詳細は以下の通り。

①納税者本人の受ける控除額(図1)

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます。

図1 給与収入の上限引き上げのイメージ



●県からのお知らせ 「ぐんま緑の県民税」の課税期間を5年間延長

県では、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継ぐため、平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入しています。引き続き、森林の整備などに取り組む必要があるため、課税期間を延長します。

25日(月)	上下西宿、前瀬戸宿、千原田向地
26日(火)	大根村琵琶首、谷中蛭沼
27日(水)	鷲上、鷲下、鷲新田
28日(木)	光善寺、藤川、秋妻
3月 1日(金)	一本木、渋沼、坪谷
4日(月)	石打、住谷崎
5日(火)	全行政区
6日(水)	水立大黒
7日(木)	西ノ根宮内中島、馬場大林
8日(金)	寺中、十三軒
11日(月)	店高原、本郷江原
12日(火)	古家十軒、大谷端宿赤東、開拓
13日(水)	新中野
14日(木)	明野
15日(金)	全行政区

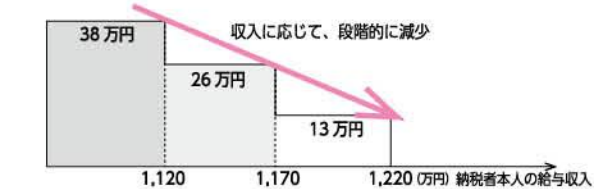
対象地区は
目安です。
指定日以外でも
受付できます

②納税者本人の所得制限(図2)

配偶者控除などの適用される納税者本人に収入制限を設け、給与収入(合計所得額)が1,120万円(900万円)を超える場合には、控除額が逡減・消失します。

※詳しくは、館林税務署または役場税務課までお問い合わせください。

図2 配偶者控除の所得制限の一例



※詳細については、下記にお問い合わせください。

▶問合先 税の使い道など森林保全に関すること 県環境森林部林政課☎027-226-3278、税の仕組みに関すること 県総務部税務課☎027-226-3771

■平成31年度税率改正の内容

区分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40～64歳の人のみ)	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
所得割	6.7%	7.2%	3.3%	2.8%	1.8%	1.8% (変更なし)
資産割	15%	—	—	—	—	—
均等割	22,000円	24,000円	8,000円	9,000円	8,000円	9,000円
平等割	20,000円	22,000円	6,000円	6,000円 (変更なし)	6,000円	6,000円 (変更なし)

※今回の改正は資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割を調整することで、税の公平性を図るものです。

国保税は、国保の財政を支える大切な財源です。今後も安定的な財政運営を維持するため、納期限までの納付にご協力をお願いします。

保制度の安定的な運営に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合先 国保税の算定などについて 税務課諸税係☎47-5013、国保の財政・給付について 住民課国民健康保険係☎47-5020

こうしたことを踏まえ、町では平成29年度から国保税を段階的に見直ししています。今後も医療費の抑制を図りながら、国

税率改正にご理解とご協力を

健全な財政運営を図るために

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

税率改正にご理解とご協力を

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

健全な財政運営を図るために

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

税率改正にご理解とご協力を

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

税率改正にご理解とご協力を

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

税率改正にご理解とご協力を

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

税率改正にご理解とご協力を

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度から、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されました。

税率改正にご理解とご協力を

国民健康保険税の
税率を一部改正
町では、平成29年度から国民健康保険税(以下、国保税)の税率を段階的に改正しています。平成31年度の税率は左ページの表のとおりです。



税のお知らせ

information